親愛なる東京市民諸君に訴ふ

我が日本交通從業員組合は祖國日本が滿洲進出と國際聯盟脱退に依り益々と迫る一九三五六年の危機に直面するを憂へ先づ國内に於ける勞働者諸君の結成を日本主義の上に[illegible]せんとして敢然として皇道政治の徹底と國家統制經濟の實現を叫び新國家建設に於ては交通統制の確立を期し一路産業報國に邁進したのである、故に東京市電に於ても之が經濟の現状に鑑み更生對策として交通統制の實現、電力自給、公債の低利借換、震災復興費の國庫補助、道路買收費の本市經濟移讓、私鐵に對する報償契約、國鐵よりの減收補償、府營貸金の國家補償、[illegible]增加稅及受益者負擔制の確立、自動車稅自轉車稅收入の電車經濟への移讓、[illegible]、定期バスの發行債銀制度の改正、運賃系統の改正、從業員サービスの改善、特別經濟制度の再檢討等々幾多に亙つて市長局長市會議員等に獻策進言し一方從業員を督勵し或ひは銀座街頭に或は日本橋、上野に或は須田町淺草にと數日に亙つて私財を投じて義勇奉仕サービスデーを强行する等市電財政匡救と産業報國に身を以て實踐したのである。一方從業員諸子の思想善導として日本精神の發揚に努め愛國機獻納及國防獻金運動、軍事講演等を行ひ愛國思想の普及を計りしも不幸にして愛國機獻納運動は空しく蹉跌せられたが今日國防獻金運動は具體的に着々と進められてゐる

親愛なる五百萬市民諸君

過去に於ける幾多の市電爭議に際しても我等は常に穩健中正を旨とし從業員の立場に立つて而且市電經濟と市民各位の福祉を念として、身命を賭して其の惡化を防止し今は所謂一千餘の大整理二百萬圓になんなんとする一大減俸に際して慘たる血淚を呑んで隱忍自重したのである

親愛なる東京市民諸君

我が日本交通從業員組合は斯くも涙ぐましきまでに市電更生の爲其の努力を盡したのである一方顧つて現市當局者の態度を見よ、朝に行政整理を行ひ夕に人員採用をなし自己の立場を作ることにのみ汲々として市政刷新の熱意なく高給を徒らに喰んで其の日暮らしの狀態である。之を監督する市會議員諸君亦要心顧みて疚しからざるもの幾人ぞある全く東京市政は百鬼夜行の觀あり我等は實に思ふこの行政この經營の財政、この人事を遂行この儘にしては如何なる整理も如何なる犧牲も何等の効果を齎さゞるものである。我等は斷言する東京市は現狀にて改めなければ遂にシカゴの轍を踏むに至る。其の實其の因、何處に在るか見よ。財政の困難を來せば直に課する處は勤勞小市民階級への堪へざる重税を以てする其血税は如何に處理されてゐるか、市電財政の赤字を來すや直に從業員の整理削減である恰も水の低きに流るゝが如く最も抵抗の薄弱なる處へと進む何故に天下の富豪に其財源を求めざるか、市電の特別經濟制度の如きは市電の交通獨占時代の遺物である。而も投下資本を搾取して掠奪せんとする如き[illegible]非道資本家以上である或は約千萬圓の擴張費に或は五千萬圓の復興費に電車收入を以て支辨したる如き自動車の激增に依る電車收入の打擊は我關せず焉として之れ等より徴收せる收入は全部横取し何故は特別經濟を收支せよと言ふに至つて全く足を縛してマラソン競技を强行せしむるものである

親愛なる東京市民諸君

斯くの如く行政はみだれ、經營財政は矛盾してゐる、これを解決せんとて、今回市電第二次更生案として發表されたる一萬百二十九人の空前絶後の大整理である而して新に初任級一圓卄五錢と言ふ給料月收六〇パーセントの減率である。誠に突如として誠に卒然として生活を三分一に切下げなければならない。如何なる營業の變動も如何なる給價の變動も之に過ぐるものはない。この變動はこの削減は斷じて公正妥當なりや議論の餘地はないのである。當局の弄する退職給與金支給云々とは質は我々の積立てたるものにして當然の既得權である之を除けば殘る他の整理手當にて一擧一圓二十五錢に突き落さるゝのである。この歴史的暴擧が一時に發表せらるゝや一萬餘の從業員は呆然として啞然とし默然とした事態は重大化せんとするに至る

親愛なる東京市民諸君

このときに際し我が日本交通從業員組合は内外の非常時局に鑑み市電の爭議を惹起する如き不祥事は極力防止すべきものであると確信し東京市電更生に對する市當局者並に市會各派代表及日交、東交兩組合代表を以て市電更生共同委員會を設置し充分論議を盡して圓滿なる解決を計るべきであるとし市長局長市會議長市會各派並東交組合に提議したのである。不幸にして我等の熱烈なる提唱は容れられず何等の回答にさへ接せざることは遺憾千萬である。然し我等は飽く最後の努力として初任級引上げの嘆願を試み胸襟を開いて懇談せんとしたるも之又何等の回答も與へられず

親愛なる東京市民諸君

我等が斯くの如くして幾度か隱忍を屆し禮を盡して懇願したるものは全く祖國日本が一九三五、六年の危機を向へ國際危局に在るの際帝都に不祥事の惹起することを衷心から憂へたる故である。然し我等の誠意は遂に斯くして無視された、我等の努力は遂に斯くして蹂躪された。ここに我等の行くべき道は奈何？一路破邪顯正の步武を進むる外にないではないか。[illegible]なる東京市民諸君、我等の[illegible]を諒とせられよ

昭和九年九月四日

日本交通從業員組合

東京市芝區新橋一ノ十六昭和ビル（土橋際）

電話銀座一五一六番